

出稼査青三等以上ハ玄米三方錠ヲ裁ケ調査委員、決定シタル

小作料ヲ神社共同倉庫ニ納付スルモノトス

第十七條 小作人ハ輸出検査青三等以上ヲ以テ小作料ヲ納付シテ  
場合ハ各等級ニ應スル務差金ヲ組合ヨリ交付スルモノトス

第十八條 地主小作料ヲ輸出検査青三等四方錠拭地場、時價  
ヨリ金錢ヲ受取ルモノトス

但し地主、希望ヨリ現物ニシテ取ルモノ得

第十九條 地主大豐山年ヲ論セス毎年小作料一万三千石玄米貳升  
宛獎勵米トシテ組合ヘ提供スルモノトス

第二十條 組合ハ前條獎勵米、内一升以上ヲ小作人ニ交付レバ  
以外ノ組合、経費ニ充當スルモノトス

第二十一條 小作人ハ第十七條及第二十條、規定ヨリ更ナタル金威  
ハ自作農創成資金蓄積、目的ヲ以テ小作人各員毎年持  
分臺帳ニ記入シ組合管理、下ニ信用組合ヘ共同貯金トシテ預  
入スルモノトス

第二十二條 前條、共同貯金ハ小作人ハ土地購入、場合ニ限リ特介  
全部又ハ一部、拂底ヲナシモノトス

第二十三條 調査委員ハ常ニ小作人、賃借土地ニ対シ誠意アリヤ否  
ヤラ審査シ優良ナルモノアレハ是時總會ニ表彰ヲナサス

彰文書タルモノナシ年表彰ヲナサス

第二十四條 每年十二月月中旬小作米品評會ヲ開キ審査、結果成  
績優良ナルモノヲ表彰ス

一組合ノ林面ヲ毀損シタルモノ

一規是違背シタルモノ

リテス

第二十五條 旗、各項ニ該當不ル者ハ除名脱退ラ命人

一組合ノ林面ヲ毀損シタルモノ

リテス

小作人ニシテ指定ノ期日ニ小作料ヲ納付セサルモノ  
第三十六條 組合員ニシテ區域内耕地、耕作ヲ中止シ又ハ区域内所有  
地全部ヲ賣却シ耕作ヲナガル時ハ脱退スルモノトス

第二十七條 第二十五条及第二十六條、規定ヨリ脱退者ハ其脱退事  
由ヲ調査委員會ニ調査シ其性質ヨリ共同貯金特介一部又

全部拂底ヲナス

第二十八條 本組合、定期總會ハ毎年十二月末日迄開催事業